

## いわき市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(いわき市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 いわき市国民健康保険税条例（昭和41年いわき市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「納付金（第4号）」を「子ども・子育て支援納付金（第4号）」に改め、同条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第5条の11中「100分の0.28」を「100分の0.31」に改める。

第5条の12中「1,200円」を「1,400円」に改める。

第17条第1項中「66万円」を「67万円」に、「同条第5項」を「同条第5項本文」に、「得た額の」を「得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の」に改め、同項第1号キ中「840円」を「980円」に改め、同号ク中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改め、同項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号キ中「600円」を「700円」に改め、同号ク中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号キ中「240円」を「280円」に改め、同号ク中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改め、同条第2項第3号ア中「180円」を「210円」に改め、同号イ中「300円」を「350円」に改め、同号ウ中「480円」を「560円」に改め、同号エ中「600円」を「700円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条第4項中「第1項、第2項又は前項」を「前3項」に改める。

(いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成23年いわき市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和7年度分」を「令和8年度分」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のいわき市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。